

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 佐世保市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐世保市実行委員会」（通称は「ながさきピース文化祭2025佐世保市実行委員会」。以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第40回国民文化祭（以下、「国民文化祭」という。）、第25回全国障害者芸術・文化祭（以下、「全国障害者芸術・文化祭」という。）の開催に当たり、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会と連携し、主催事業等の開催準備、運営、実施等に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 国民文化祭、全国障害者芸術文化祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、佐世保市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 関係機関及び団体の役職員

(2) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

5 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(監事)

第5条 実行委員会に、監事を置く。

2 監事は、会長が委嘱する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第6条 会長、副会長、委員及び監事の任期は、第15条の規定に基づき、実行委員会が解散する日までとする。ただし、会長、副会長、委員及び監事が就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で職を失い、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 前項の規定（ただし書を除く。）にかかわらず、特別の事情があるときは、この限りでない。

第3章 会議

(会議)

第7条 実行委員会の会議として総会を置く。

(総会)

第8条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）会則の制定及び改廃に関する事項

（2）国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備、運営及び実施に関する事項

（3）実行委員会の予算及び決算に関する事項

（4）前各号に掲げるもののほか、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に係る重要な事項

4 総会は、委員（副会長を含む。以下、この条において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

7 会長は、必要があるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第9条 会長が必要と認めるときは、実行委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、実行委員会の委員及び委員以外の者から、個別具体の主催事業等の企画・実施に参画する者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、会長が必要と認める事項について協議し、又は決定し、そ

の結果について事務局を通じて総会に報告する。

- 4 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第10条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りではない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第11条 実行委員会の事務を処理するため、佐世保市文化スポーツ部文化国際課内および公益財団法人佐世保地域文化事業財団内に置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（会計）

- 第12条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の経理業務は、事務局業務として公益財団法人佐世保地域文化事業財団にて行う。
- 3 実行委員会の会計に関しその他必要な事項は、会長が別に定める。

（会計年度）

- 第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（監査）

- 第14条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

第7章 解散

（解散）

- 第15条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

（残余財産の帰属）

- 第16条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、佐世保市に帰属する

ものとする。

第8章 補則

(補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年12月4日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和6年5月24日から施行し、第11条第1項の改正部分については、令和6年4月1日から適用する。